

真庭市地域防災計画
(資料編)

新旧対照表

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																																		
5	2	表	【資料2-1-1】気候 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平均気温 (°C)</th> <th>最高気温 (°C)</th> <th>最低気温 (°C)</th> <th>降水量 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年</td> <td>11.8</td> <td>33.6</td> <td>-10.9</td> <td>2,114.5</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>11.3</td> <td>32.5</td> <td>-13.8</td> <td>2,803.0</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>12.5</td> <td>34.3</td> <td>-11.3</td> <td>2,143.0</td> </tr> </tbody> </table>		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)	平成22年	11.8	33.6	-10.9	2,114.5	平成23年	11.3	32.5	-13.8	2,803.0	(略)					令和5年	12.5	34.3	-11.3	2,143.0	【資料2-1-1】気候 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平均気温 (°C)</th> <th>最高気温 (°C)</th> <th>最低気温 (°C)</th> <th>降水量 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年</td> <td>11.3</td> <td>32.5</td> <td>-13.8</td> <td>2,803.0</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>12.5</td> <td>34.3</td> <td>-11.3</td> <td>2,143.0</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>13.0</td> <td>34.2</td> <td>-11.0</td> <td>2,718.5</td> </tr> </tbody> </table>		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)	平成23年	11.3	32.5	-13.8	2,803.0	(略)					令和5年	12.5	34.3	-11.3	2,143.0	令和6年	13.0	34.2	-11.0	2,718.5	記載事項の更新
	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)																																																			
平成22年	11.8	33.6	-10.9	2,114.5																																																			
平成23年	11.3	32.5	-13.8	2,803.0																																																			
(略)																																																							
令和5年	12.5	34.3	-11.3	2,143.0																																																			
	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)																																																			
平成23年	11.3	32.5	-13.8	2,803.0																																																			
(略)																																																							
令和5年	12.5	34.3	-11.3	2,143.0																																																			
令和6年	13.0	34.2	-11.0	2,718.5																																																			
5	4	表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平均気温 (°C)</th> <th>最高気温 (°C)</th> <th>最低気温 (°C)</th> <th>降水量 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年</td> <td>13.9</td> <td>37.1</td> <td>-5.5</td> <td>1,638.0</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>13.5</td> <td>35.4</td> <td>-8.6</td> <td>1,386.5</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>14.6</td> <td>38.2</td> <td>-9.0</td> <td>1,517.5</td> </tr> </tbody> </table>		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)	平成22年	13.9	37.1	-5.5	1,638.0	平成23年	13.5	35.4	-8.6	1,386.5	(略)					令和5年	14.6	38.2	-9.0	1,517.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平均気温 (°C)</th> <th>最高気温 (°C)</th> <th>最低気温 (°C)</th> <th>降水量 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年</td> <td>13.5</td> <td>35.4</td> <td>-8.6</td> <td>1,386.5</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>14.6</td> <td>38.2</td> <td>-9.0</td> <td>1,517.5</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>15.2</td> <td>38.5</td> <td>-4.8</td> <td>1,679.0</td> </tr> </tbody> </table>		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)	平成23年	13.5	35.4	-8.6	1,386.5	(略)					令和5年	14.6	38.2	-9.0	1,517.5	令和6年	15.2	38.5	-4.8	1,679.0	記載事項の更新
	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)																																																			
平成22年	13.9	37.1	-5.5	1,638.0																																																			
平成23年	13.5	35.4	-8.6	1,386.5																																																			
(略)																																																							
令和5年	14.6	38.2	-9.0	1,517.5																																																			
	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)																																																			
平成23年	13.5	35.4	-8.6	1,386.5																																																			
(略)																																																							
令和5年	14.6	38.2	-9.0	1,517.5																																																			
令和6年	15.2	38.5	-4.8	1,679.0																																																			
6	1	図	【資料2-1-2】平均気温 	【資料2-1-2】平均気温 	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正 記載事項の更新																																																		

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																				
6	3	図	<p>【資料2-1-3】降水量</p>	<p>【資料2-1-3】降水量</p>	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正 記載事項の更新																				
7	2	表	<p>【資料2-1-4】砂防指定地（法律指定箇所） （令和3年3月31日現在） 表差し替え</p>	<p>【資料2-1-4】砂防指定地（法律指定箇所） （令和7年3月31日現在） 表差し替え</p>	記載事項の更新																				
10	4	-	<p>【資料2-2】地すべり防止区域（法定指定箇所） （令和3年3月31日現在）</p>	<p>【資料2-2】地すべり防止区域（法定指定箇所） （令和7年3月31日現在）</p>	記載事項の更新																				
11	2	-	<p>【資料2-3】急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所） （令和3年3月31日現在）</p>	<p>【資料2-3】急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所） （令和7年3月31日現在）</p>	記載事項の更新																				
12	2	-	<p>【資料2-4】雪崩危険箇所 ■なだれ危険箇所（県農林水産部所管） 令和3年3月31日現在</p>	<p>【資料2-4】雪崩危険箇所 ■なだれ危険箇所（県農林水産部所管） 令和7年3月31日現在</p>	記載事項の更新																				
12	4	-	<p>■なだれ危険箇所（県土木部所管） 令和3年3月31日現在</p>	<p>■なだれ危険箇所（県土木部所管） 令和7年3月31日現在</p>	記載事項の更新																				
15	2	表	<p>【資料2-5】山地災害危険地区 ■山腹崩壊危険地区（令和3年3月31日現在） 表差し替え</p>	<p>【資料2-5】山地災害危険地区 ■山腹崩壊危険地区（令和7年3月31日現在） 表差し替え</p>	記載事項の更新																				
21	1	-	<p>■地すべり危険地区（令和3年3月31日現在）</p>	<p>■地すべり危険地区（令和7年3月31日現在）</p>	記載事項の更新																				
21	3	表	<p>■崩壊土砂流出危険地区（令和3年3月31日現在）</p>	<p>■崩壊土砂流出危険地区（令和7年3月31日現在）</p>	記載事項の更新																				
30	1	表	<p>【資料2-7】土砂災害警戒区域と警戒避難体制 （令和3年3月31日現在） 表差し替え</p>	<p>【資料2-7】土砂災害警戒区域と警戒避難体制 （令和7年3月31日現在） 表差し替え</p>	記載事項の更新																				
80	3	表	<p>【資料3-6】道路 市道の路線数及び延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>路線数</th> <th>総延長</th> <th>改良済延長</th> <th>改良率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>1,852 路線</td> <td>1,206,995.5m</td> <td>666,138.1m</td> <td>55.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年3月31日現在</p>		路線数	総延長	改良済延長	改良率	合計	1,852 路線	1,206,995.5m	666,138.1m	55.2%	<p>【資料3-6】道路 市道の路線数及び延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>路線数</th> <th>総延長</th> <th>改良済延長</th> <th>改良率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>1,869 路線</td> <td>1,227,619.6m</td> <td>684,611.7m</td> <td>55.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年3月31日現在</p>		路線数	総延長	改良済延長	改良率	合計	1,869 路線	1,227,619.6m	684,611.7m	55.8%	記載事項の更新
	路線数	総延長	改良済延長	改良率																					
合計	1,852 路線	1,206,995.5m	666,138.1m	55.2%																					
	路線数	総延長	改良済延長	改良率																					
合計	1,869 路線	1,227,619.6m	684,611.7m	55.8%																					

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																																					
81	2	表	【資料3-7】危険物施設 ■液化石油ガス（LPGガス充てん所等） 平成25年4月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>規模(t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東真産業㈱久世オートガスタンド</td> <td>真庭市久世 2283-1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>南ガスタ松原</td> <td>真庭市久世 2398-7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>田中実業(株)真庭営業所</td> <td>真庭市勝山 779-1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>東真産業㈱勝山充填所</td> <td>真庭市横部 328</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>浅野産業㈱落合事業所</td> <td>真庭市落合開田 381</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	規模(t)	東真産業㈱久世オートガスタンド	真庭市久世 2283-1	20	南ガスタ松原	真庭市久世 2398-7	1	田中実業(株)真庭営業所	真庭市勝山 779-1	20	東真産業㈱勝山充填所	真庭市横部 328	30	浅野産業㈱落合事業所	真庭市落合開田 381	31	【資料3-7】危険物施設 ■液化石油ガス（LPGガス充てん所等） 令和7年4月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>規模(t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南ガスタ松原</td> <td>真庭市久世 2398-7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>田中実業(株)真庭営業所</td> <td>真庭市勝山 779-1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>東真産業㈱勝山充填所</td> <td>真庭市横部 328</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>浅野産業㈱真庭事業所</td> <td>真庭市中原 202-14</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	規模(t)	南ガスタ松原	真庭市久世 2398-7	1	田中実業(株)真庭営業所	真庭市勝山 779-1	20	東真産業㈱勝山充填所	真庭市横部 328	30	浅野産業㈱真庭事業所	真庭市中原 202-14	45	記載事項の更新																				
名称	所在地	規模(t)																																																								
東真産業㈱久世オートガスタンド	真庭市久世 2283-1	20																																																								
南ガスタ松原	真庭市久世 2398-7	1																																																								
田中実業(株)真庭営業所	真庭市勝山 779-1	20																																																								
東真産業㈱勝山充填所	真庭市横部 328	30																																																								
浅野産業㈱落合事業所	真庭市落合開田 381	31																																																								
名称	所在地	規模(t)																																																								
南ガスタ松原	真庭市久世 2398-7	1																																																								
田中実業(株)真庭営業所	真庭市勝山 779-1	20																																																								
東真産業㈱勝山充填所	真庭市横部 328	30																																																								
浅野産業㈱真庭事業所	真庭市中原 202-14	45																																																								
81	4	表	■火薬保有事業所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南相澤商店</td> <td>真庭市草加部 2063</td> <td>地上式1級火薬庫</td> </tr> <tr> <td>真庭市勝山 290-1</td> <td>庫外貯蔵場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯原国際クレー射撃場</td> <td>真庭市仲間 1816</td> <td>実包火薬庫</td> </tr> <tr> <td>真庭市仲間 1816</td> <td>庫外貯蔵場所</td> </tr> <tr> <td>㈱三壽工業所</td> <td>真庭市上水田 3145</td> <td>庫外貯蔵場所</td> </tr> <tr> <td>中山石灰工業㈱</td> <td>真庭市宮地 2586-1</td> <td>地上式1級火薬庫 2棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新田煙火店</td> <td>真庭市上中津井 3334</td> <td>煙火火薬庫</td> </tr> <tr> <td>真庭市山田 1345</td> <td>がん具煙火貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>真庭市山田 1401-1</td> <td>庫外貯蔵場所</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	施設名	南相澤商店	真庭市草加部 2063	地上式1級火薬庫	真庭市勝山 290-1	庫外貯蔵場所	湯原国際クレー射撃場	真庭市仲間 1816	実包火薬庫	真庭市仲間 1816	庫外貯蔵場所	㈱三壽工業所	真庭市上水田 3145	庫外貯蔵場所	中山石灰工業㈱	真庭市宮地 2586-1	地上式1級火薬庫 2棟	新田煙火店	真庭市上中津井 3334	煙火火薬庫	真庭市山田 1345	がん具煙火貯蔵庫	真庭市山田 1401-1	庫外貯蔵場所	■火薬保有事業所 令和7年4月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南相澤商店</td> <td>真庭市草加部 2063</td> <td>地上式1級火薬庫 2棟</td> </tr> <tr> <td>真庭市勝山 290-1</td> <td>庫外貯蔵場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯原国際クレー射撃場</td> <td>真庭市仲間 1816</td> <td>実包火薬庫</td> </tr> <tr> <td>真庭市仲間 1816</td> <td>庫外貯蔵場所</td> </tr> <tr> <td>中山石灰工業㈱</td> <td>真庭市宮地 2586-1</td> <td>地上式1級火薬庫 2棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新田煙火店</td> <td>真庭市上中津井 3334</td> <td>煙火火薬庫</td> </tr> <tr> <td>真庭市山田 1345</td> <td>がん具煙火貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>真庭市山田 1401-1</td> <td>庫外貯蔵場所</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	施設名	南相澤商店	真庭市草加部 2063	地上式1級火薬庫 2棟	真庭市勝山 290-1	庫外貯蔵場所	湯原国際クレー射撃場	真庭市仲間 1816	実包火薬庫	真庭市仲間 1816	庫外貯蔵場所	中山石灰工業㈱	真庭市宮地 2586-1	地上式1級火薬庫 2棟	新田煙火店	真庭市上中津井 3334	煙火火薬庫	真庭市山田 1345	がん具煙火貯蔵庫	真庭市山田 1401-1	庫外貯蔵場所	記載事項の更新				
名称	設置場所	施設名																																																								
南相澤商店	真庭市草加部 2063	地上式1級火薬庫																																																								
	真庭市勝山 290-1	庫外貯蔵場所																																																								
湯原国際クレー射撃場	真庭市仲間 1816	実包火薬庫																																																								
	真庭市仲間 1816	庫外貯蔵場所																																																								
㈱三壽工業所	真庭市上水田 3145	庫外貯蔵場所																																																								
中山石灰工業㈱	真庭市宮地 2586-1	地上式1級火薬庫 2棟																																																								
新田煙火店	真庭市上中津井 3334	煙火火薬庫																																																								
	真庭市山田 1345	がん具煙火貯蔵庫																																																								
	真庭市山田 1401-1	庫外貯蔵場所																																																								
名称	設置場所	施設名																																																								
南相澤商店	真庭市草加部 2063	地上式1級火薬庫 2棟																																																								
	真庭市勝山 290-1	庫外貯蔵場所																																																								
湯原国際クレー射撃場	真庭市仲間 1816	実包火薬庫																																																								
	真庭市仲間 1816	庫外貯蔵場所																																																								
中山石灰工業㈱	真庭市宮地 2586-1	地上式1級火薬庫 2棟																																																								
新田煙火店	真庭市上中津井 3334	煙火火薬庫																																																								
	真庭市山田 1345	がん具煙火貯蔵庫																																																								
	真庭市山田 1401-1	庫外貯蔵場所																																																								
82	3	-	【資料4-1】真庭市協定一覧 令和6年10月1日現在	【資料4-1】真庭市協定一覧 令和7年10月1日現在	記載事項の更新																																																					
85	1	表	(追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>名称・締結先・応援内容</th> <th>締結年月日</th> <th>民間</th> <th>締結団体数(民間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">真庭市</td> <td>名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書</td> <td rowspan="2">令和7年2月10日</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>締結先事業所 湯原町旅館協同組合</td> </tr> <tr> <td>応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供</td> <td rowspan="2">令和7年2月12日</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書</td> </tr> <tr> <td>締結先事業所 有限会社サライズ</td> <td rowspan="2">令和7年2月12日</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">真庭市</td> <td>名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書</td> <td rowspan="2">令和7年2月12日</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>締結先事業所 トップベースホテルマネジメント株式会社</td> </tr> <tr> <td>応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供</td> <td rowspan="2">令和7年3月12日</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書</td> </tr> <tr> <td>締結先事業所 ルートインジャパン株式会社</td> <td rowspan="2">令和7年9月9日</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">真庭市</td> <td>名称 災害時における被災住家の応急修繕に関する協定書</td> <td rowspan="2">令和7年3月12日</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>締結先事業所 岡山県五工事協同組合</td> </tr> <tr> <td>応援内容 災害時の被災住家の応急修繕</td> <td rowspan="2">令和7年9月9日</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>名称 B&G材団及び中国ブロックB&G海洋センター等所在市町村災害時相互応援協定</td> </tr> <tr> <td>締結先事業所 B&G材団及び中国ブロックB&G海洋センター等所在市町村(34市町)</td> <td rowspan="2">令和7年9月9日</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>応援内容 避難者収容及び応援受援等へ施設提供、応急対策、応急復旧、復興に必要な車両及び資機材等の提供や職員の派遣</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	名称・締結先・応援内容	締結年月日	民間	締結団体数(民間)	真庭市	名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	令和7年2月10日	○	1	締結先事業所 湯原町旅館協同組合	応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供	令和7年2月12日	○	1	名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	締結先事業所 有限会社サライズ	令和7年2月12日	○	1	応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供	真庭市	名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	令和7年2月12日	○	1	締結先事業所 トップベースホテルマネジメント株式会社	応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供	令和7年3月12日	○	1	名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	締結先事業所 ルートインジャパン株式会社	令和7年9月9日	○	1	応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供	真庭市	名称 災害時における被災住家の応急修繕に関する協定書	令和7年3月12日	○	1	締結先事業所 岡山県五工事協同組合	応援内容 災害時の被災住家の応急修繕	令和7年9月9日	○	1	名称 B&G材団及び中国ブロックB&G海洋センター等所在市町村災害時相互応援協定	締結先事業所 B&G材団及び中国ブロックB&G海洋センター等所在市町村(34市町)	令和7年9月9日	○	1	応援内容 避難者収容及び応援受援等へ施設提供、応急対策、応急復旧、復興に必要な車両及び資機材等の提供や職員の派遣	記載事項の更新
市町村	名称・締結先・応援内容	締結年月日	民間	締結団体数(民間)																																																						
真庭市	名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	令和7年2月10日	○	1																																																						
	締結先事業所 湯原町旅館協同組合																																																									
	応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供	令和7年2月12日	○	1																																																						
	名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書																																																									
締結先事業所 有限会社サライズ	令和7年2月12日	○	1																																																							
応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供																																																										
真庭市	名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	令和7年2月12日	○	1																																																						
	締結先事業所 トップベースホテルマネジメント株式会社																																																									
	応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供	令和7年3月12日	○	1																																																						
	名称 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書																																																									
締結先事業所 ルートインジャパン株式会社	令和7年9月9日	○	1																																																							
応援内容 災害等発生時の配慮が必要な被災者に対する宿泊施設の提供																																																										
真庭市	名称 災害時における被災住家の応急修繕に関する協定書	令和7年3月12日	○	1																																																						
	締結先事業所 岡山県五工事協同組合																																																									
	応援内容 災害時の被災住家の応急修繕	令和7年9月9日	○	1																																																						
	名称 B&G材団及び中国ブロックB&G海洋センター等所在市町村災害時相互応援協定																																																									
締結先事業所 B&G材団及び中国ブロックB&G海洋センター等所在市町村(34市町)	令和7年9月9日	○	1																																																							
応援内容 避難者収容及び応援受援等へ施設提供、応急対策、応急復旧、復興に必要な車両及び資機材等の提供や職員の派遣																																																										
91	2	表	【資料5-2】消防本部の資機材 消防機械等の保有状況 表内数量の更新	【資料5-2】消防本部の資機材 消防機械等の保有状況 表内数量の更新	記載事項の更新																																																					
92	3	表	【資料5-3】消防団の組織 ○真庭市消防団規則 差し替え	【資料5-3】消防団の組織 ○真庭市消防団規則 差し替え	記載事項の更新																																																					
97	1	表	(令和4年1月1日現在) 表内数の更新	階級別消防団員数 (令和7年1月1日現在) 表内数の更新	記載事項の更新																																																					
98	2	-	【資料5-4】消防団の資機材 消防ポンプ自動車等現有数 (令和4年1月1日現在)	【資料5-4】消防団の資機材 消防ポンプ自動車等現有数 (令和7年4月1日現在)	記載事項の更新																																																					

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																				
99	2	図	<p>【資料5-6】大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請</p> <p>■広域航空消防応援の要請ルート等</p>	<p>【資料5-6】大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請</p> <p>■広域航空消防応援の要請ルート等</p>	表現の適正化																																				
101	5	表	<p>【資料5-8】水防資機材</p> <p>岡山県が管理する水防資機材</p> <p>表内水防資機材及び数量の更新</p>	<p>【資料5-8】水防資機材</p> <p>岡山県が管理する水防資機材</p> <p>表内水防資機材及び数量の更新</p>	記載事項の更新																																				
102	1	表	<p>真庭市が管理する水防資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本庁・振興局管理合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鉄杭</td><td>60</td></tr> <tr><td>ツルハシ</td><td>15</td></tr> <tr><td>掛矢</td><td>11</td></tr> <tr><td>ハンマー</td><td>9</td></tr> <tr><td>パール</td><td>5</td></tr> <tr><td>スコップ</td><td>43</td></tr> <tr><td>一輪車</td><td>8</td></tr> <tr><td>土のう袋</td><td>16,350</td></tr> </tbody> </table>	本庁・振興局管理合計		鉄杭	60	ツルハシ	15	掛矢	11	ハンマー	9	パール	5	スコップ	43	一輪車	8	土のう袋	16,350	<p>真庭市が管理する水防資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本庁・振興局管理合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鉄杭</td><td>0</td></tr> <tr><td>ツルハシ</td><td>4</td></tr> <tr><td>掛矢</td><td>6</td></tr> <tr><td>ハンマー</td><td>3</td></tr> <tr><td>パール</td><td>4</td></tr> <tr><td>スコップ</td><td>59</td></tr> <tr><td>一輪車</td><td>4</td></tr> <tr><td>土のう袋</td><td>17,600</td></tr> </tbody> </table>	本庁・振興局管理合計		鉄杭	0	ツルハシ	4	掛矢	6	ハンマー	3	パール	4	スコップ	59	一輪車	4	土のう袋	17,600	記載事項の更新
本庁・振興局管理合計																																									
鉄杭	60																																								
ツルハシ	15																																								
掛矢	11																																								
ハンマー	9																																								
パール	5																																								
スコップ	43																																								
一輪車	8																																								
土のう袋	16,350																																								
本庁・振興局管理合計																																									
鉄杭	0																																								
ツルハシ	4																																								
掛矢	6																																								
ハンマー	3																																								
パール	4																																								
スコップ	59																																								
一輪車	4																																								
土のう袋	17,600																																								
103	1	表	<p>【資料5-9】重要水</p> <p>表内 河川名 (空欄)</p>	<p>【資料5-9】重要水防箇所</p> <p>表内 河川名 旭川</p>	岡山県土木部からの指摘による表記の修正																																				

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																																																																				
104	1	表	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">勝山</td> <td>左岸</td> <td>100</td> <td>B</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 1,400、木杭 400</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>200</td> <td>B</td> <td>堤防断面不足</td> <td>築廻し工</td> <td>土のう 500、木杭 22、竹 30</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>800</td> <td>A</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 11,200、木杭 3,200</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>100 (1,200)</td> <td>要</td> <td>旧川跡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>200</td> <td>A</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 2,800、木杭 800</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>200</td> <td>B</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 2,800、木杭 800</td> </tr> </table>	勝山	左岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	左岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	左岸	800	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 11,200、木杭 3,200	左岸	100 (1,200)	要	旧川跡			左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">勝山</td> <td>左岸</td> <td>100</td> <td>B</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 1,400、木杭 400</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>200</td> <td>B</td> <td>堤防断面不足</td> <td>築廻し工</td> <td>土のう 500、木杭 22、竹 30</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>800</td> <td>A</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 11,200、木杭 3,200</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>300 (1,000)</td> <td>要</td> <td>旧川跡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>200</td> <td>A</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 2,800、木杭 800</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>200</td> <td>B</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 2,800、木杭 800</td> </tr> </table>	勝山	左岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	左岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	左岸	800	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 11,200、木杭 3,200	左岸	300 (1,000)	要	旧川跡			左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	岡山県土木部からの指摘による表記の修正										
勝山	左岸	100	B		堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400																																																																																		
	左岸	200	B		堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30																																																																																		
	左岸	800	A		堤防高不足	積土のう工	土のう 11,200、木杭 3,200																																																																																		
	左岸	100 (1,200)	要		旧川跡																																																																																				
	左岸	200	A		堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800																																																																																		
	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800																																																																																			
勝山	左岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400																																																																																			
	左岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30																																																																																			
	左岸	800	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 11,200、木杭 3,200																																																																																			
	左岸	300 (1,000)	要	旧川跡																																																																																					
	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800																																																																																			
	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800																																																																																			
106	1	表	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">中島～惣</td> <td rowspan="2">右岸</td> <td>200</td> <td>A</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 2,800、木杭 800</td> </tr> <tr> <td>(200)</td> <td>B</td> <td>堤防断面不足</td> <td>築廻し工</td> <td>土のう 500、木杭 22、竹 30</td> </tr> </table>	中島～惣	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">中島～惣</td> <td rowspan="2">右岸</td> <td>200</td> <td>B</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 2,800、木杭 800</td> </tr> <tr> <td>(200)</td> <td>B</td> <td>堤防断面不足</td> <td>築廻し工</td> <td>土のう 500、木杭 22、竹 30</td> </tr> </table>	中島～惣	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	岡山県土木部からの指摘による表記の修正																																																												
中島～惣	右岸	200	A			堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800																																																																																	
		(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30																																																																																			
中島～惣	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800																																																																																			
		(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30																																																																																			
109	1	表	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">山田</td> <td>右岸</td> <td>500</td> <td>要</td> <td>旧川跡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>(500)</td> <td>B</td> <td>漏水</td> <td>釜段工</td> <td>土のう 750、鋼杭 130、木杭 20</td> </tr> </table>	山田	右岸	500	要	旧川跡			左岸	(500)	B	漏水	釜段工	土のう 750、鋼杭 130、木杭 20	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">山田</td> <td>左岸</td> <td>500</td> <td>要</td> <td>旧川跡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>(500)</td> <td>B</td> <td>漏水</td> <td>釜段工</td> <td>土のう 750、鋼杭 130、木杭 20</td> </tr> </table>	山田	左岸	500	要	旧川跡			左岸	(500)	B	漏水	釜段工	土のう 750、鋼杭 130、木杭 20	岡山県土木部からの指摘による表記の修正																																																										
山田	右岸	500	要		旧川跡																																																																																				
	左岸	(500)	B	漏水	釜段工	土のう 750、鋼杭 130、木杭 20																																																																																			
山田	左岸	500	要	旧川跡																																																																																					
	左岸	(500)	B	漏水	釜段工	土のう 750、鋼杭 130、木杭 20																																																																																			
110	1	表	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">河内川</td> <td rowspan="2">赤田</td> <td>右岸</td> <td>150</td> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">堤防高不足</td> <td rowspan="2">積土のう工</td> <td rowspan="2">土のう 5,500 杭 330</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八幡</td> <td>右岸</td> <td>100</td> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">堤防高不足</td> <td rowspan="2">積土のう工</td> <td rowspan="2">土のう 1,500 杭 90</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>目木川</td> <td>大庭</td> <td>左岸</td> <td>200</td> <td>B</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工 木流し工</td> <td>土のう 3,400 縄 2 木杭 200 シート 10 竹 30 鉄線 3K</td> </tr> <tr> <td>月田川</td> <td>月田</td> <td>左岸</td> <td>500</td> <td>B</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 8,500</td> </tr> </table>	河内川	赤田	右岸	150	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,500 杭 330	左岸	350	八幡	右岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,500 杭 90	左岸	50	目木川	大庭	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工 木流し工	土のう 3,400 縄 2 木杭 200 シート 10 竹 30 鉄線 3K	月田川	月田	左岸	500	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,500	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">河内川</td> <td rowspan="2">赤田</td> <td>右岸</td> <td>150</td> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">堤防高不足</td> <td rowspan="2">積土のう工</td> <td rowspan="2">土のう 5,500 杭 330</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八幡</td> <td>右岸</td> <td>100</td> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">堤防高不足</td> <td rowspan="2">積土のう工</td> <td rowspan="2">土のう 1,500 杭 90</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>下河内</td> <td>右岸</td> <td>200</td> <td>B</td> <td>浸水リスク</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 2,800、木杭 800</td> </tr> <tr> <td>目木川</td> <td>大庭</td> <td>左岸</td> <td>200</td> <td>B</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工 木流し工</td> <td>土のう 3,400 縄 2 木杭 200 シート 10 竹 30 鉄線 3K</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">月田川</td> <td>月田</td> <td>左岸</td> <td>500</td> <td>B</td> <td>堤防高不足</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 8,500</td> </tr> <tr> <td>月田</td> <td>左岸</td> <td>100</td> <td>B</td> <td>浸水リスク</td> <td>積土のう工</td> <td>土のう 1,400、木杭 400</td> </tr> </table>	河内川	赤田	右岸	150	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,500 杭 330	左岸	350	八幡	右岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,500 杭 90	左岸	50	下河内	右岸	200	B	浸水リスク	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	目木川	大庭	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工 木流し工	土のう 3,400 縄 2 木杭 200 シート 10 竹 30 鉄線 3K	月田川	月田	左岸	500	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,500	月田	左岸	100	B	浸水リスク	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	岡山県土木部からの指摘による表記の修正
河内川	赤田	右岸	150			B	堤防高不足					積土のう工	土のう 5,500 杭 330																																																																												
		左岸	350																																																																																						
	八幡	右岸	100		B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,500 杭 90																																																																																	
		左岸	50																																																																																						
目木川	大庭	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工 木流し工	土のう 3,400 縄 2 木杭 200 シート 10 竹 30 鉄線 3K																																																																																		
月田川	月田	左岸	500	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,500																																																																																		
河内川	赤田	右岸	150	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,500 杭 330																																																																																		
		左岸	350																																																																																						
	八幡	右岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,500 杭 90																																																																																		
		左岸	50																																																																																						
下河内	右岸	200	B	浸水リスク	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800																																																																																			
目木川	大庭	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工 木流し工	土のう 3,400 縄 2 木杭 200 シート 10 竹 30 鉄線 3K																																																																																		
月田川	月田	左岸	500	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,500																																																																																		
	月田	左岸	100	B	浸水リスク	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400																																																																																		
113	2	図	<p>【資料6-1-1】災害対策本部の組織</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>本部員</p> <p>危機管理監 総合政策部長 政策推進監 総務部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業観光部長 林業政策統括監 建設部長 まちづくり推進監 議会事務局長 教育次長 会計管理者</p> </div>	<p>【資料6-1-1】災害対策本部の組織</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>本部員</p> <p>危機管理監 総合政策部長 政策推進監 総務部長 生活環境部長 健康福祉部長 健康福祉部次長 産業観光部長 産業観光部次長 林業政策統括監 建設部長 議会事務局長 教育次長 会計管理者 湯原温泉病院 事務部長</p> </div>	組織改正																																																																																				

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																			
116	4	-	【資料6-2】真庭市災害対策本部規則 真庭市災害対策本部規則 差し替え	【資料6-2】真庭市災害対策本部規則 真庭市災害対策本部規則 差し替え	記載事項の更新																																			
124	2	表	【資料7-1】岡山地方気象台から真庭市に発表される気象注意報・警報 表差し替え	【資料7-1】岡山地方気象台から真庭市に発表される気象注意報・警報 表差し替え	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正																																			
125	7	表	(資料7-2末尾から移動)	警報・注意報発表基準一覧表 令和7年5月29日現在 表差し替え (注) (略) *2 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。 *3 気温は岡山地方気象台の値。	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正																																			
126	15	表	【資料7-2】気象特別警報の発表基準 (注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した 実観 的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。	【資料7-2】気象特別警報の発表基準 (注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した 客観 的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正																																			
126	18	表	別表1～別表4 表差し替え (注) (略)	(資料7-1末尾に移動)	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正																																			
127	2	表	【資料7-3】雨量観測所 ■県関係雨量観測所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>落合</td> <td>真庭市法界寺</td> <td>旭川ダム 落合観測所</td> <td>旭川</td> <td>岡山県</td> <td>旭川ダム統合 管理事務所職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>北房</td> <td>真庭市山田</td> <td>旭川ダム 北房観測所</td> <td>旭川 (開田川)</td> <td>岡山県</td> <td>旭川ダム統合 管理事務所職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> </table>	落合	真庭市法界寺	旭川ダム 落合観測所	旭川	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター	北房	真庭市山田	旭川ダム 北房観測所	旭川 (開田川)	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター	【資料7-3】雨量観測所 ■県関係雨量観測所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>落合</td> <td>真庭市法界寺</td> <td>旭川ダム 落合観測所</td> <td>旭川</td> <td>岡山県</td> <td>旭川ダム統合 管理事務所職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>樫東</td> <td>真庭市樫東</td> <td>上野配水地場</td> <td>旭川 (余ノ川)</td> <td>岡山県</td> <td>県民局職員</td> <td>砂防関係 テレメーター</td> </tr> <tr> <td>北房</td> <td>真庭市山田</td> <td>旭川ダム 北房観測所</td> <td>旭川 (開田川)</td> <td>岡山県</td> <td>旭川ダム統合 管理事務所職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> </table>	落合	真庭市法界寺	旭川ダム 落合観測所	旭川	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター	樫東	真庭市樫東	上野配水地場	旭川 (余ノ川)	岡山県	県民局職員	砂防関係 テレメーター	北房	真庭市山田	旭川ダム 北房観測所	旭川 (開田川)	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター	岡山県土木部からの指摘による表記の修正
落合	真庭市法界寺	旭川ダム 落合観測所	旭川	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター																																		
北房	真庭市山田	旭川ダム 北房観測所	旭川 (開田川)	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター																																		
落合	真庭市法界寺	旭川ダム 落合観測所	旭川	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター																																		
樫東	真庭市樫東	上野配水地場	旭川 (余ノ川)	岡山県	県民局職員	砂防関係 テレメーター																																		
北房	真庭市山田	旭川ダム 北房観測所	旭川 (開田川)	岡山県	旭川ダム統合 管理事務所職員	テレメーター																																		

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																												
128	2	表	<p>【資料7-4】水位観測所</p> <p>■ 県関係水位観測所</p> <table border="1"> <tr> <td>旭川</td> <td>本郷</td> <td>真庭市 本郷</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県民局職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>新庄川</td> <td>江川</td> <td>真庭市 江川</td> <td>2.00</td> <td>2.50</td> <td></td> <td></td> <td>166.54</td> <td>県民局職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>月田川</td> <td>月田石原</td> <td>真庭市 月田</td> <td>2.00</td> <td>2.50</td> <td></td> <td></td> <td>202.82</td> <td>県民局職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>目木川</td> <td>目木</td> <td>真庭市 目木</td> <td>2.00</td> <td>2.50</td> <td></td> <td></td> <td>153.17</td> <td>県民局職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>旭川</td> <td>落合</td> <td>真庭市 落合垂水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県民局職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>旭川</td> <td>落合</td> <td>真庭市 法界寺</td> <td>3.50</td> <td>4.40</td> <td>4.40</td> <td>4.70</td> <td>114.92</td> <td>旭川ダム 統管職員</td> <td>水位周知 テレメーター</td> </tr> <tr> <td>備中川</td> <td>垂水</td> <td>真庭市 下方</td> <td>2.60</td> <td>2.80</td> <td>2.80</td> <td>2.90</td> <td>125.45</td> <td>県民局職員</td> <td>水位周知 テレメーター</td> </tr> </table>	旭川	本郷	真庭市 本郷						県民局職員	テレメーター	新庄川	江川	真庭市 江川	2.00	2.50			166.54	県民局職員	テレメーター	月田川	月田石原	真庭市 月田	2.00	2.50			202.82	県民局職員	テレメーター	目木川	目木	真庭市 目木	2.00	2.50			153.17	県民局職員	テレメーター	旭川	落合	真庭市 落合垂水						県民局職員	テレメーター	旭川	落合	真庭市 法界寺	3.50	4.40	4.40	4.70	114.92	旭川ダム 統管職員	水位周知 テレメーター	備中川	垂水	真庭市 下方	2.60	2.80	2.80	2.90	125.45	県民局職員	水位周知 テレメーター	<p>【資料7-4】水位観測所</p> <p>■ 県関係水位観測所</p> <table border="1"> <tr> <td>旭川</td> <td>本郷</td> <td>真庭市 勝山</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県民局職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>新庄川</td> <td>江川</td> <td>真庭市 江川</td> <td>2.00</td> <td>2.50</td> <td></td> <td></td> <td>166.54</td> <td>県民局職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>月田川</td> <td>月田石原</td> <td>真庭市 月田</td> <td>2.00</td> <td>2.50</td> <td></td> <td></td> <td>202.82</td> <td>県民局職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>目木川</td> <td>目木</td> <td>真庭市 目木</td> <td>2.00</td> <td>2.50</td> <td></td> <td></td> <td>153.17</td> <td>県民局職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>旭川</td> <td>落合垂水</td> <td>真庭市 落合垂水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県民局職員</td> <td>テレメーター</td> </tr> <tr> <td>旭川</td> <td>落合</td> <td>真庭市 法界寺</td> <td>3.50</td> <td>4.40</td> <td>4.40</td> <td>4.70</td> <td>114.92</td> <td>旭川ダム 統管職員</td> <td>水位周知 テレメーター</td> </tr> <tr> <td>備中川</td> <td>垂水</td> <td>真庭市 下方</td> <td>0.50</td> <td>0.60</td> <td>0.80</td> <td>1.10</td> <td>125.45</td> <td>県民局職員</td> <td>水位周知 テレメーター</td> </tr> </table>	旭川	本郷	真庭市 勝山						県民局職員	テレメーター	新庄川	江川	真庭市 江川	2.00	2.50			166.54	県民局職員	テレメーター	月田川	月田石原	真庭市 月田	2.00	2.50			202.82	県民局職員	テレメーター	目木川	目木	真庭市 目木	2.00	2.50			153.17	県民局職員	テレメーター	旭川	落合垂水	真庭市 落合垂水						県民局職員	テレメーター	旭川	落合	真庭市 法界寺	3.50	4.40	4.40	4.70	114.92	旭川ダム 統管職員	水位周知 テレメーター	備中川	垂水	真庭市 下方	0.50	0.60	0.80	1.10	125.45	県民局職員	水位周知 テレメーター	岡山県土木部及び岡山地方気象台からの指摘による表記の修正
旭川	本郷	真庭市 本郷						県民局職員	テレメーター																																																																																																																																								
新庄川	江川	真庭市 江川	2.00	2.50			166.54	県民局職員	テレメーター																																																																																																																																								
月田川	月田石原	真庭市 月田	2.00	2.50			202.82	県民局職員	テレメーター																																																																																																																																								
目木川	目木	真庭市 目木	2.00	2.50			153.17	県民局職員	テレメーター																																																																																																																																								
旭川	落合	真庭市 落合垂水						県民局職員	テレメーター																																																																																																																																								
旭川	落合	真庭市 法界寺	3.50	4.40	4.40	4.70	114.92	旭川ダム 統管職員	水位周知 テレメーター																																																																																																																																								
備中川	垂水	真庭市 下方	2.60	2.80	2.80	2.90	125.45	県民局職員	水位周知 テレメーター																																																																																																																																								
旭川	本郷	真庭市 勝山						県民局職員	テレメーター																																																																																																																																								
新庄川	江川	真庭市 江川	2.00	2.50			166.54	県民局職員	テレメーター																																																																																																																																								
月田川	月田石原	真庭市 月田	2.00	2.50			202.82	県民局職員	テレメーター																																																																																																																																								
目木川	目木	真庭市 目木	2.00	2.50			153.17	県民局職員	テレメーター																																																																																																																																								
旭川	落合垂水	真庭市 落合垂水						県民局職員	テレメーター																																																																																																																																								
旭川	落合	真庭市 法界寺	3.50	4.40	4.40	4.70	114.92	旭川ダム 統管職員	水位周知 テレメーター																																																																																																																																								
備中川	垂水	真庭市 下方	0.50	0.60	0.80	1.10	125.45	県民局職員	水位周知 テレメーター																																																																																																																																								
128	4	表	<p>■ 県関係ダム貯水位観測所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水系</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">通報水位</th> <th rowspan="2">警戒水位</th> <th rowspan="2">零点標高</th> <th rowspan="2">電報符号</th> <th rowspan="2">観測者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>本流</th> <th>支流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭川</td> <td>旭川</td> <td>湯原ダム</td> <td>真庭市 豊栄</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>湯原ダム 管理事務所 職員</td> <td>土木ダム テレメーター</td> </tr> </tbody> </table>	水系		観測所名	位置	通報水位	警戒水位	零点標高	電報符号	観測者	備考	本流	支流	旭川	旭川	湯原ダム	真庭市 豊栄					湯原ダム 管理事務所 職員	土木ダム テレメーター	<p>■ 県関係ダム貯水位観測所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水系</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">通報水位</th> <th rowspan="2">警戒水位</th> <th rowspan="2">零点標高</th> <th rowspan="2">電報符号</th> <th rowspan="2">観測者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>本流</th> <th>支流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭川</td> <td>旭川</td> <td>湯原ダム</td> <td>真庭市 湯原温泉</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>湯原ダム 管理事務所 職員</td> <td>土木ダム テレメーター</td> </tr> </tbody> </table>	水系		観測所名	位置	通報水位	警戒水位	零点標高	電報符号	観測者	備考	本流	支流	旭川	旭川	湯原ダム	真庭市 湯原温泉					湯原ダム 管理事務所 職員	土木ダム テレメーター	岡山県土木部からの指摘による表記の修正																																																																																																
水系		観測所名	位置	通報水位	警戒水位									零点標高	電報符号	観測者	備考																																																																																																																																
本流	支流																																																																																																																																																
旭川	旭川	湯原ダム	真庭市 豊栄					湯原ダム 管理事務所 職員	土木ダム テレメーター																																																																																																																																								
水系		観測所名	位置	通報水位	警戒水位	零点標高	電報符号	観測者	備考																																																																																																																																								
本流	支流																																																																																																																																																
旭川	旭川	湯原ダム	真庭市 湯原温泉					湯原ダム 管理事務所 職員	土木ダム テレメーター																																																																																																																																								
129	2	表	<p>【資料7-5】無線機・放送通信設備 (令和4年1月1日現在) 真庭ひかりネットワークによる情報伝達可能世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域</th> <th>告知放送</th> <th>CATV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">公共施設以外</td> <td>北房</td> <td>1,924</td> <td>1,555</td> </tr> <tr> <td>落合</td> <td>4,994</td> <td>3,509</td> </tr> <tr> <td>久世</td> <td>3,582</td> <td>2,989</td> </tr> <tr> <td>勝山</td> <td>2,926</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>美甘</td> <td>538</td> <td>419</td> </tr> <tr> <td>湯原</td> <td>1,219</td> <td>742</td> </tr> <tr> <td>蒜山</td> <td>2,068</td> <td>1,245</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>17,251</td> <td>12,759</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公共施設</td> <td>409</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>17,660</td> <td>12,937</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総世帯数 (H25.9.1 現在)</td> <td></td> <td>17,872</td> </tr> </tbody> </table>	地域		告知放送	CATV	公共施設以外	北房	1,924	1,555	落合	4,994	3,509	久世	3,582	2,989	勝山	2,926	2,300	美甘	538	419	湯原	1,219	742	蒜山	2,068	1,245	小計	17,251	12,759	公共施設		409	178	合計		17,660	12,937	総世帯数 (H25.9.1 現在)			17,872	<p>【資料7-5】無線機・放送通信設備 (令和7年4月1日現在) 真庭ひかりネットワークによる情報伝達可能世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域</th> <th>告知放送</th> <th>CATV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">公共施設以外</td> <td>北房</td> <td>1,896</td> <td>1,496</td> </tr> <tr> <td>落合</td> <td>5,154</td> <td>3,349</td> </tr> <tr> <td>久世</td> <td>3,835</td> <td>2,796</td> </tr> <tr> <td>勝山</td> <td>2,745</td> <td>2,124</td> </tr> <tr> <td>美甘</td> <td>480</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>湯原</td> <td>1,133</td> <td>722</td> </tr> <tr> <td>蒜山</td> <td>2,146</td> <td>1,223</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>17,389</td> <td>12,120</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公共施設</td> <td>445</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>17,834</td> <td>12,286</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総世帯数</td> <td></td> <td>17,317</td> </tr> </tbody> </table>	地域		告知放送	CATV	公共施設以外	北房	1,896	1,496	落合	5,154	3,349	久世	3,835	2,796	勝山	2,745	2,124	美甘	480	410	湯原	1,133	722	蒜山	2,146	1,223	小計	17,389	12,120	公共施設		445	166	合計		17,834	12,286	総世帯数			17,317	記載事項の更新																																																										
地域		告知放送	CATV																																																																																																																																														
公共施設以外	北房	1,924	1,555																																																																																																																																														
	落合	4,994	3,509																																																																																																																																														
	久世	3,582	2,989																																																																																																																																														
	勝山	2,926	2,300																																																																																																																																														
	美甘	538	419																																																																																																																																														
	湯原	1,219	742																																																																																																																																														
	蒜山	2,068	1,245																																																																																																																																														
	小計	17,251	12,759																																																																																																																																														
公共施設		409	178																																																																																																																																														
合計		17,660	12,937																																																																																																																																														
総世帯数 (H25.9.1 現在)			17,872																																																																																																																																														
地域		告知放送	CATV																																																																																																																																														
公共施設以外	北房	1,896	1,496																																																																																																																																														
	落合	5,154	3,349																																																																																																																																														
	久世	3,835	2,796																																																																																																																																														
	勝山	2,745	2,124																																																																																																																																														
	美甘	480	410																																																																																																																																														
	湯原	1,133	722																																																																																																																																														
	蒜山	2,146	1,223																																																																																																																																														
	小計	17,389	12,120																																																																																																																																														
公共施設		445	166																																																																																																																																														
合計		17,834	12,286																																																																																																																																														
総世帯数			17,317																																																																																																																																														

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																							
130	1	図	<p>【資料7-6-1】湯原ダム放流時通報連絡系統図</p>	<p>【資料7-6-1】湯原ダム放流時通報連絡系統図</p>	表現の適正化																																																																																																																																																																																							
131	1	図	<p>【資料7-6-2】社口ダム放流時通報連絡系統図（予備及び洪水警戒時に放流する場合）</p>	<p>【資料7-6-2】社口ダム放流時通報連絡系統図（予備及び洪水警戒時に放流する場合）</p>	表現の適正化																																																																																																																																																																																							
133	1	表	<p>【資料8-2】指定緊急避難場所・指定避難所（施設） 表差し替え</p>	<p>【資料8-2】指定緊急避難場所・指定避難所（施設） 表差し替え</p>	記載事項の更新																																																																																																																																																																																							
145	2	表	<p>【資料8-6】運動公園の位置づけ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>公園名</th> <th>震災時の利用用途</th> <th>都市公園</th> <th>避難所等</th> <th>ヘリコプター緊急離着陸候補地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>宮芝公園</td><td></td><td>★</td><td></td><td>○ グラウンド</td></tr> <tr><td>2</td><td>勝山運動公園</td><td></td><td>★</td><td>○</td><td>○ 多目的グラウンド</td></tr> <tr><td>3</td><td>真庭やまびこ公園</td><td></td><td>★</td><td>○ 産業学習館</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>やんちゃき広場</td><td></td><td>★</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>北町公園</td><td></td><td>★</td><td>○ 久世体育館</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td rowspan="2">落合総合公園</td><td></td><td rowspan="2">★</td><td>○ 白梅総合体育館</td><td>○ 多目的グラウンド</td></tr> <tr><td>7</td><td>○ ハイランド落合</td><td>○ ハイランド落合駐車場</td></tr> <tr><td>8</td><td>北房B&G海洋センター</td><td></td><td>○</td><td>○ 体育館</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>北房運動公園</td><td></td><td></td><td></td><td>○ サブグラウンド</td></tr> <tr><td>10</td><td rowspan="2">蒜山高原スポーツ公園</td><td></td><td rowspan="2">○</td><td>○ 体育館</td><td>○ 野球場</td></tr> <tr><td>11</td><td>○ 青少年研修センター</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>美甘グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>13</td><td>湯原温泉スポーツ公園</td><td></td><td>○</td><td>○ 湯原クライミングセンター</td><td>○</td></tr> <tr><td>14</td><td>中和多目的グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>15</td><td>真庭市平成の森</td><td></td><td></td><td></td><td>○ グラウンド</td></tr> </tbody> </table>	番号	公園名	震災時の利用用途	都市公園	避難所等	ヘリコプター緊急離着陸候補地	1	宮芝公園		★		○ グラウンド	2	勝山運動公園		★	○	○ 多目的グラウンド	3	真庭やまびこ公園		★	○ 産業学習館		4	やんちゃき広場		★		○	5	北町公園		★	○ 久世体育館		6	落合総合公園		★	○ 白梅総合体育館	○ 多目的グラウンド	7	○ ハイランド落合	○ ハイランド落合駐車場	8	北房B&G海洋センター		○	○ 体育館		9	北房運動公園				○ サブグラウンド	10	蒜山高原スポーツ公園		○	○ 体育館	○ 野球場	11	○ 青少年研修センター		12	美甘グラウンド				○	13	湯原温泉スポーツ公園		○	○ 湯原クライミングセンター	○	14	中和多目的グラウンド				○	15	真庭市平成の森				○ グラウンド	<p>【資料8-6】運動公園の位置づけ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>公園名</th> <th>震災時の利用用途</th> <th>都市公園</th> <th>避難所</th> <th>ヘリコプター緊急離着陸候補地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>宮芝公園</td><td></td><td>★</td><td></td><td>○ グラウンド</td></tr> <tr><td>2</td><td>勝山運動公園</td><td></td><td>★</td><td>○ 管理棟</td><td>○ 多目的グラウンド</td></tr> <tr><td>3</td><td>真庭やまびこ公園</td><td></td><td>★</td><td>○ 産業学習館</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>やんちゃき広場</td><td></td><td>★</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>北町公園</td><td></td><td>★</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td rowspan="2">落合総合公園</td><td></td><td rowspan="2">★</td><td>○ 白梅総合体育館</td><td>○ 多目的グラウンド</td></tr> <tr><td>7</td><td>○ ハイランド落合</td><td>○ ハイランド落合駐車場</td></tr> <tr><td>8</td><td>北房B&G海洋センター</td><td></td><td>○</td><td>○ 体育館</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>北房運動公園</td><td></td><td></td><td></td><td>○ サブグラウンド</td></tr> <tr><td>10</td><td rowspan="2">蒜山高原スポーツ公園</td><td></td><td rowspan="2">○</td><td>○ 体育館</td><td>○ 野球場</td></tr> <tr><td>11</td><td>○ 青少年研修センター</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>美甘グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>13</td><td rowspan="2">湯原温泉スポーツ公園</td><td></td><td rowspan="2">○</td><td>○ 湯原クライミングセンター</td><td>○ 野球場</td></tr> <tr><td>14</td><td>○ 屋内ゲートボール場</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>中和多目的グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>16</td><td>真庭市平成の森</td><td></td><td></td><td></td><td>○ グラウンド</td></tr> </tbody> </table>	番号	公園名	震災時の利用用途	都市公園	避難所	ヘリコプター緊急離着陸候補地	1	宮芝公園		★		○ グラウンド	2	勝山運動公園		★	○ 管理棟	○ 多目的グラウンド	3	真庭やまびこ公園		★	○ 産業学習館		4	やんちゃき広場		★		○	5	北町公園		★			6	落合総合公園		★	○ 白梅総合体育館	○ 多目的グラウンド	7	○ ハイランド落合	○ ハイランド落合駐車場	8	北房B&G海洋センター		○	○ 体育館		9	北房運動公園				○ サブグラウンド	10	蒜山高原スポーツ公園		○	○ 体育館	○ 野球場	11	○ 青少年研修センター		12	美甘グラウンド				○	13	湯原温泉スポーツ公園		○	○ 湯原クライミングセンター	○ 野球場	14	○ 屋内ゲートボール場		15	中和多目的グラウンド				○	16	真庭市平成の森				○ グラウンド	記載事項の更新
番号	公園名	震災時の利用用途	都市公園	避難所等	ヘリコプター緊急離着陸候補地																																																																																																																																																																																							
1	宮芝公園		★		○ グラウンド																																																																																																																																																																																							
2	勝山運動公園		★	○	○ 多目的グラウンド																																																																																																																																																																																							
3	真庭やまびこ公園		★	○ 産業学習館																																																																																																																																																																																								
4	やんちゃき広場		★		○																																																																																																																																																																																							
5	北町公園		★	○ 久世体育館																																																																																																																																																																																								
6	落合総合公園		★	○ 白梅総合体育館	○ 多目的グラウンド																																																																																																																																																																																							
7		○ ハイランド落合		○ ハイランド落合駐車場																																																																																																																																																																																								
8	北房B&G海洋センター		○	○ 体育館																																																																																																																																																																																								
9	北房運動公園				○ サブグラウンド																																																																																																																																																																																							
10	蒜山高原スポーツ公園		○	○ 体育館	○ 野球場																																																																																																																																																																																							
11		○ 青少年研修センター																																																																																																																																																																																										
12	美甘グラウンド				○																																																																																																																																																																																							
13	湯原温泉スポーツ公園		○	○ 湯原クライミングセンター	○																																																																																																																																																																																							
14	中和多目的グラウンド				○																																																																																																																																																																																							
15	真庭市平成の森				○ グラウンド																																																																																																																																																																																							
番号	公園名	震災時の利用用途	都市公園	避難所	ヘリコプター緊急離着陸候補地																																																																																																																																																																																							
1	宮芝公園		★		○ グラウンド																																																																																																																																																																																							
2	勝山運動公園		★	○ 管理棟	○ 多目的グラウンド																																																																																																																																																																																							
3	真庭やまびこ公園		★	○ 産業学習館																																																																																																																																																																																								
4	やんちゃき広場		★		○																																																																																																																																																																																							
5	北町公園		★																																																																																																																																																																																									
6	落合総合公園		★	○ 白梅総合体育館	○ 多目的グラウンド																																																																																																																																																																																							
7		○ ハイランド落合		○ ハイランド落合駐車場																																																																																																																																																																																								
8	北房B&G海洋センター		○	○ 体育館																																																																																																																																																																																								
9	北房運動公園				○ サブグラウンド																																																																																																																																																																																							
10	蒜山高原スポーツ公園		○	○ 体育館	○ 野球場																																																																																																																																																																																							
11		○ 青少年研修センター																																																																																																																																																																																										
12	美甘グラウンド				○																																																																																																																																																																																							
13	湯原温泉スポーツ公園		○	○ 湯原クライミングセンター	○ 野球場																																																																																																																																																																																							
14		○ 屋内ゲートボール場																																																																																																																																																																																										
15	中和多目的グラウンド				○																																																																																																																																																																																							
16	真庭市平成の森				○ グラウンド																																																																																																																																																																																							

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																								
149	16	表	<p>【資料8-7】避難指示等 4 避難指示等の判断基準 (1)河川洪水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旭川 (勝山水位観測所)</th> <th>旭川 (落合水位観測所)</th> <th>備中川 (垂水水位観測所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>・水位が避難判断水位(2.60m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき</td> <td>・水位が避難判断水位(4.40m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき</td> <td>・水位が避難判断水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>・水位が氾濫危険水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき</td> <td>・水位が氾濫危険水位(4.70m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき</td> <td>・水位が氾濫危険水位(2.90m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	旭川 (勝山水位観測所)	旭川 (落合水位観測所)	備中川 (垂水水位観測所)	高齢者等避難	・水位が避難判断水位(2.60m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(4.40m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	避難指示	・水位が氾濫危険水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(4.70m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(2.90m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	<p>【資料8-7】避難指示等 4 避難指示等の判断基準 (1)河川洪水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旭川 (勝山水位観測所)</th> <th>旭川 (落合水位観測所)</th> <th>備中川 (垂水水位観測所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>・水位が避難判断水位(2.60m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき</td> <td>・水位が避難判断水位(4.40m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき</td> <td>・水位が避難判断水位(0.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>・水位が氾濫危険水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき</td> <td>・水位が氾濫危険水位(4.70m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき</td> <td>・水位が氾濫危険水位(1.10m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	旭川 (勝山水位観測所)	旭川 (落合水位観測所)	備中川 (垂水水位観測所)	高齢者等避難	・水位が避難判断水位(2.60m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(4.40m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(0.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	避難指示	・水位が氾濫危険水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(4.70m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(1.10m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正
区分	旭川 (勝山水位観測所)	旭川 (落合水位観測所)	備中川 (垂水水位観測所)																										
高齢者等避難	・水位が避難判断水位(2.60m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(4.40m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき																										
避難指示	・水位が氾濫危険水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(4.70m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(2.90m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき																										
区分	旭川 (勝山水位観測所)	旭川 (落合水位観測所)	備中川 (垂水水位観測所)																										
高齢者等避難	・水位が避難判断水位(2.60m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(4.40m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき	・水位が避難判断水位(0.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、2時間後に著しい水位の上昇が予想されるとき																										
避難指示	・水位が氾濫危険水位(2.80m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(4.70m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき	・水位が氾濫危険水位(1.10m)に到達し、上流部の雨量等の確認から、1時間後著しい水位の上昇が予想されるとき ・河川氾濫の恐れがあるとき																										
151	6	表	<p>(2)土砂災害</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生など)を発見したとき ・「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ・「土砂災害警戒情報」が発表され、土砂災害危険度がレベル3以上に達したとき ・その他災害対策本部長が必要と認めたとき </td> </tr> </tbody> </table>	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生など)を発見したとき ・「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ・「土砂災害警戒情報」が発表され、土砂災害危険度がレベル3以上に達したとき ・その他災害対策本部長が必要と認めたとき 	<p>(2)土砂災害</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生など)を発見したとき ・「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ・その他災害対策本部長が必要と認めたとき </td> </tr> </tbody> </table>	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生など)を発見したとき ・「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ・その他災害対策本部長が必要と認めたとき 	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正																				
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生など)を発見したとき ・「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ・「土砂災害警戒情報」が発表され、土砂災害危険度がレベル3以上に達したとき ・その他災害対策本部長が必要と認めたとき 																												
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生など)を発見したとき ・「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ・その他災害対策本部長が必要と認めたとき 																												
151	8	表	<p>【参考】土砂災害に関する情報</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当します。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できます。</td> </tr> </tbody> </table>	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当します。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できます。	<p>【参考】土砂災害に関する情報</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当します。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できます。</td> </tr> </tbody> </table>	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当します。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できます。	岡山地方気象台からの指摘による表記の修正																				
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当します。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できます。																												
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当します。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できます。																												
158	4	表	<p>【資料9-5】地域災害医療センター(災害拠点病院) (2) 地域災害拠点病院</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>総合病院落合病院</td> <td>719-3197</td> <td>真庭市落合垂水 251</td> <td>0867-52-1133</td> </tr> </tbody> </table>	総合病院落合病院	719-3197	真庭市落合垂水 251	0867-52-1133	<p>【資料9-5】地域災害医療センター(災害拠点病院) (2) 地域災害拠点病院</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>総合病院落合病院</td> <td>719-3141</td> <td>真庭市上市瀬 341</td> <td>0867-52-1133</td> </tr> </tbody> </table>	総合病院落合病院	719-3141	真庭市上市瀬 341	0867-52-1133	表現の適正化																
総合病院落合病院	719-3197	真庭市落合垂水 251	0867-52-1133																										
総合病院落合病院	719-3141	真庭市上市瀬 341	0867-52-1133																										

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																										
193	1	表	【資料17-1】国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書 (資料17-2末尾から移動)	【資料17-1】国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書 別表 1 別表 2 センター周辺の監視測定に係る測定項目等 <table border="1" data-bbox="1070 316 1780 705"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>件 数</th> <th>測定対象</th> <th>測定方法</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">大気中のダスト</td> <td>12件/回</td> <td>全α線 ウラン</td> <td>放射能測定 放射能測定</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土 壌</td> <td>河底土</td> <td>3件/回</td> <td rowspan="3">全β線 ウラン ラジウム ふっ素</td> <td rowspan="3">放射能測定 放射能測定 放射能測定 化学分析</td> <td rowspan="3">2回/年</td> </tr> <tr> <td>水田土</td> <td>3件/回</td> </tr> <tr> <td>表土</td> <td>6件/回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">陸 水</td> <td>飲料水</td> <td>4件/回</td> <td rowspan="2">全α線 又は全β線 ウラン ラジウム ふっ素</td> <td rowspan="2">放射能測定 放射能測定 放射能分析 化学分析</td> <td rowspan="2">2回/年</td> </tr> <tr> <td>河川水</td> <td>22件/回</td> </tr> <tr> <td>空間線量</td> <td>3月間の 積算線量</td> <td>8件/回</td> <td>γ線</td> <td>積算線量計</td> <td>4回/年</td> </tr> <tr> <td>樹 葉</td> <td>松又は杉</td> <td>6件/回</td> <td>全β線 ウラン ふっ素</td> <td>放射能測定 放射能測定 化学分析</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>	項 目		件 数	測定対象	測定方法	測定頻度	大気中のダスト		12件/回	全α線 ウラン	放射能測定 放射能測定	2回/年	土 壌	河底土	3件/回	全β線 ウラン ラジウム ふっ素	放射能測定 放射能測定 放射能測定 化学分析	2回/年	水田土	3件/回	表土	6件/回	陸 水	飲料水	4件/回	全α線 又は全β線 ウラン ラジウム ふっ素	放射能測定 放射能測定 放射能分析 化学分析	2回/年	河川水	22件/回	空間線量	3月間の 積算線量	8件/回	γ線	積算線量計	4回/年	樹 葉	松又は杉	6件/回	全β線 ウラン ふっ素	放射能測定 放射能測定 化学分析	2回/年	岡山県環境文化部からの指摘による表記の修正
項 目		件 数	測定対象	測定方法	測定頻度																																										
大気中のダスト		12件/回	全α線 ウラン	放射能測定 放射能測定	2回/年																																										
土 壌	河底土	3件/回	全β線 ウラン ラジウム ふっ素	放射能測定 放射能測定 放射能測定 化学分析	2回/年																																										
	水田土	3件/回																																													
	表土	6件/回																																													
陸 水	飲料水	4件/回	全α線 又は全β線 ウラン ラジウム ふっ素	放射能測定 放射能測定 放射能分析 化学分析	2回/年																																										
	河川水	22件/回																																													
空間線量	3月間の 積算線量	8件/回	γ線	積算線量計	4回/年																																										
樹 葉	松又は杉	6件/回	全β線 ウラン ふっ素	放射能測定 放射能測定 化学分析	2回/年																																										

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																				
195	1	表	<p>【資料17-2】特定事象の通報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>通報基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 放射線測定設備での検出</td> <td>(1) 2地点以上で$5\mu\text{Sv/h}$ (γ線) (2) 1地点で$5\mu\text{Sv/h}$ (γ線)が10分間継続 (3) $5\mu\text{Sv/h}$以下であっても、1地点で$1\mu\text{Sv/h}$以上 (γ線)が10分以上継続、または2地点以上で$1\mu\text{Sv/h}$ (γ線)の場合には、中性子線の合算で$5\mu\text{Sv/h}$</td> <td>落雷の影響を除く</td> </tr> <tr> <td>② 排気中放射能濃度</td> <td>周辺監視区域環境付近で$50\mu\text{Sv}$相当の濃度に対応するモニタ指示上昇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 管理区域外での検出(火災、爆発等)</td> <td>(1) $50\mu\text{Sv/h}$が10分間継続 (2) 公衆の被ばく限度相当濃度の50倍の放射性物質 (3) 測定が困難で(1)又は(2)の可能性があると判断した場合</td> <td>(2)については$5\mu\text{Sv/h}$相当</td> </tr> <tr> <td>④ 運搬(事業所外)</td> <td>(1) 容器から1m離れた地点で$100\mu\text{Sv/h}$ (2) 放射性物質の漏えい又は相当する状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 臨界</td> <td>(1) 臨界状態の発生 (2) 臨界のおそれがある場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 放射線測定設備で$1\mu\text{Sv/h}$のγ線線量率を検出した場合、可搬型測定器で中性子線の測定を行う。</p>	事象	通報基準	備考	① 放射線測定設備での検出	(1) 2地点以上で $5\mu\text{Sv/h}$ (γ 線) (2) 1地点で $5\mu\text{Sv/h}$ (γ 線)が10分間継続 (3) $5\mu\text{Sv/h}$ 以下であっても、1地点で $1\mu\text{Sv/h}$ 以上 (γ 線)が10分以上継続、または2地点以上で $1\mu\text{Sv/h}$ (γ 線)の場合には、中性子線の合算で $5\mu\text{Sv/h}$	落雷の影響を除く	② 排気中放射能濃度	周辺監視区域環境付近で $50\mu\text{Sv}$ 相当の濃度に対応するモニタ指示上昇		③ 管理区域外での検出(火災、爆発等)	(1) $50\mu\text{Sv/h}$ が10分間継続 (2) 公衆の被ばく限度相当濃度の50倍の放射性物質 (3) 測定が困難で(1)又は(2)の可能性があると判断した場合	(2)については $5\mu\text{Sv/h}$ 相当	④ 運搬(事業所外)	(1) 容器から1m離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ (2) 放射性物質の漏えい又は相当する状況		⑤ 臨界	(1) 臨界状態の発生 (2) 臨界のおそれがある場合		<p>【資料17-2】施設敷地緊急事態の通報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>通報基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線測定設備での検出</td> <td>① $5\mu\text{Sv/h}$ (測定時間2分以内) ② $5\mu\text{Sv/h}$以下であっても、$1\mu\text{Sv/h}$以上 (γ線)の場合には、中性子線との合計で$5\mu\text{Sv/h}$</td> <td>落雷の影響を除く。</td> </tr> <tr> <td>排気中放射能濃度</td> <td>周辺監視区域環境付近で$50\mu\text{Sv}$相当の濃度に対応するモニタ指示上昇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理区域外での検出(火災、爆発等)</td> <td>① $50\mu\text{Sv/h}$が10分間継続 ② 空气中濃度限度の50倍の放射性物質 ③ 測定が困難で、①又は②の放射線量、放射性物質が検出される蓋然性が高い場合</td> <td>②については$5\mu\text{Sv/h}$相当</td> </tr> <tr> <td>運搬(事業所外)</td> <td>① 容器から1m離れた地点で$100\mu\text{Sv/h}$ ② 測定が困難で、①の放射線量が検出される蓋然性が高い場合 ③ 放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨界</td> <td>臨界状態の発生またはその蓋然性が高い場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 放射線測定設備で$1\mu\text{Sv/h}$以上のγ線量率を検出した場合、可搬型測定器で中性子線の測定を行う。 ※ 放射線測定設備は原災法施行令第4条第3項(原子力事業者が設置するもの)に基づくものとする。</p>	事象	通報基準	備考	放射線測定設備での検出	① $5\mu\text{Sv/h}$ (測定時間2分以内) ② $5\mu\text{Sv/h}$ 以下であっても、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上 (γ 線)の場合には、中性子線との合計で $5\mu\text{Sv/h}$	落雷の影響を除く。	排気中放射能濃度	周辺監視区域環境付近で $50\mu\text{Sv}$ 相当の濃度に対応するモニタ指示上昇		管理区域外での検出(火災、爆発等)	① $50\mu\text{Sv/h}$ が10分間継続 ② 空气中濃度限度の50倍の放射性物質 ③ 測定が困難で、①又は②の放射線量、放射性物質が検出される蓋然性が高い場合	②については $5\mu\text{Sv/h}$ 相当	運搬(事業所外)	① 容器から1m離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ ② 測定が困難で、①の放射線量が検出される蓋然性が高い場合 ③ 放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合		臨界	臨界状態の発生またはその蓋然性が高い場合		岡山県環境文化部からの指摘による表記の修正
事象	通報基準	備考																																							
① 放射線測定設備での検出	(1) 2地点以上で $5\mu\text{Sv/h}$ (γ 線) (2) 1地点で $5\mu\text{Sv/h}$ (γ 線)が10分間継続 (3) $5\mu\text{Sv/h}$ 以下であっても、1地点で $1\mu\text{Sv/h}$ 以上 (γ 線)が10分以上継続、または2地点以上で $1\mu\text{Sv/h}$ (γ 線)の場合には、中性子線の合算で $5\mu\text{Sv/h}$	落雷の影響を除く																																							
② 排気中放射能濃度	周辺監視区域環境付近で $50\mu\text{Sv}$ 相当の濃度に対応するモニタ指示上昇																																								
③ 管理区域外での検出(火災、爆発等)	(1) $50\mu\text{Sv/h}$ が10分間継続 (2) 公衆の被ばく限度相当濃度の50倍の放射性物質 (3) 測定が困難で(1)又は(2)の可能性があると判断した場合	(2)については $5\mu\text{Sv/h}$ 相当																																							
④ 運搬(事業所外)	(1) 容器から1m離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ (2) 放射性物質の漏えい又は相当する状況																																								
⑤ 臨界	(1) 臨界状態の発生 (2) 臨界のおそれがある場合																																								
事象	通報基準	備考																																							
放射線測定設備での検出	① $5\mu\text{Sv/h}$ (測定時間2分以内) ② $5\mu\text{Sv/h}$ 以下であっても、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上 (γ 線)の場合には、中性子線との合計で $5\mu\text{Sv/h}$	落雷の影響を除く。																																							
排気中放射能濃度	周辺監視区域環境付近で $50\mu\text{Sv}$ 相当の濃度に対応するモニタ指示上昇																																								
管理区域外での検出(火災、爆発等)	① $50\mu\text{Sv/h}$ が10分間継続 ② 空气中濃度限度の50倍の放射性物質 ③ 測定が困難で、①又は②の放射線量、放射性物質が検出される蓋然性が高い場合	②については $5\mu\text{Sv/h}$ 相当																																							
運搬(事業所外)	① 容器から1m離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ ② 測定が困難で、①の放射線量が検出される蓋然性が高い場合 ③ 放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合																																								
臨界	臨界状態の発生またはその蓋然性が高い場合																																								

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																																												
196	1	表	<p>別表1 別表2 センター周辺の監視測定に係る測定項目等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>測定対象</th> <th>測定方法</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気中のダスト</td> <td>12件/回</td> <td>全α線 ウラン</td> <td>放射能測定 化学分析</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土 壌</td> <td>河底土</td> <td>3件/回</td> <td>全β線</td> <td>放射能測定</td> </tr> <tr> <td>水田土</td> <td>3件/回</td> <td>ウラン</td> <td>放射能測定 化学分析</td> </tr> <tr> <td>表土</td> <td>6件/回</td> <td>ラジウム ふっ素</td> <td>放射能測定 化学分析</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">陸 水</td> <td>飲料水</td> <td>4件/回</td> <td>全α線 又は全β線</td> <td>放射能測定</td> </tr> <tr> <td>河川水</td> <td>22件/回</td> <td>ウラン ラジウム ふっ素</td> <td>放射能測定 化学分析 化学分析</td> </tr> <tr> <td>空間線量</td> <td>3月間の積算線量</td> <td>8件/回</td> <td>γ線</td> <td>熱蛍光線量計</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>樹 葉</td> <td>松又は杉</td> <td>6件/回</td> <td>全β線 ウラン ふっ素</td> <td>放射能測定 化学分析 化学分析</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	件数	測定対象	測定方法	測定頻度	大気中のダスト	12件/回	全α線 ウラン	放射能測定 化学分析	2回/年	土 壌	河底土	3件/回	全β線	放射能測定	水田土	3件/回	ウラン	放射能測定 化学分析	表土	6件/回	ラジウム ふっ素	放射能測定 化学分析	陸 水	飲料水	4件/回	全α線 又は全β線	放射能測定	河川水	22件/回	ウラン ラジウム ふっ素	放射能測定 化学分析 化学分析	空間線量	3月間の積算線量	8件/回	γ線	熱蛍光線量計	2回/年	樹 葉	松又は杉	6件/回	全β線 ウラン ふっ素	放射能測定 化学分析 化学分析	2回/年	(資料17-1末尾に移動)	岡山県環境文化部からの指摘による表記の修正
項目	件数	測定対象	測定方法	測定頻度																																													
大気中のダスト	12件/回	全α線 ウラン	放射能測定 化学分析	2回/年																																													
土 壌	河底土	3件/回	全β線	放射能測定																																													
	水田土	3件/回	ウラン	放射能測定 化学分析																																													
	表土	6件/回	ラジウム ふっ素	放射能測定 化学分析																																													
陸 水	飲料水	4件/回	全α線 又は全β線	放射能測定																																													
	河川水	22件/回	ウラン ラジウム ふっ素	放射能測定 化学分析 化学分析																																													
空間線量	3月間の積算線量	8件/回	γ線	熱蛍光線量計	2回/年																																												
樹 葉	松又は杉	6件/回	全β線 ウラン ふっ素	放射能測定 化学分析 化学分析	2回/年																																												
203	1	表	<p>【様式18-1】災害関係 (注) 記入要領</p> <table border="1"> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。</td> </tr> </table>	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。	<p>【様式18-1】災害関係 (注) 記入要領</p> <table border="1"> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び都市公園等とする。</td> </tr> </table>	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び都市公園等とする。	岡山県土木部からの指摘による表記の修正																																								
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。																																																
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び都市公園等とする。																																																
227	1	表	<p>【様式18-9】水防実施状況報告書 様式差し替え</p>	<p>【様式18-9】水防実施状況報告書 様式差し替え</p>	記載事項の更新																																												